

各 位

会 社 名 レ オ ン 自 動 機 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 田代 康憲 (コード:6272 東証第1部) 問合せ先 取締役兼執行役員 管 理 本 部 長 羽石 是之 (TEL. 028-665-1111)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改正のお知らせ

当社は、平成26年6月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改正を、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております)

記

1. 業務運営の基本方針

当社は、創業以来受け継がれてきた基本理念「存在理由のある企業たらん」のもと、レオロジー(流動工学)を応用した食品加工技術の開発、提供により、世界の食文化の継承と発展に寄与して参りました。

今日までに培ってきた、当社独自の技術、サービス、顧客・社会からの信頼と実績は当社 の強みであり、時代や環境の変化に敏速に反応しながら、顧客とともに常に新たな価値を創 造し、繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献して参ります。

[経営理念]

- ・技術革新によって全世界の食文化の継承と発展に貢献する。
- ・食品機械工業界におけるパイオニアとしてその精神を継承していく。
- ・安全で付加価値の高い商品を提供する。
- ・社員は我社の強さの源である。
- ・事業の全ての面で正直であり、誠実であり、倫理を守る。

[行動指針]

- ・遵法精神に基づき、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を行う。
- ・顧客へのサービスを何よりも大切にし、礼儀正しく、顧客視点で行動する。
- ・社員一人ひとりの人格を尊重し、可能性と働きがいを大切にする活気のある職場を作り、 一人ひとりの豊かさを実現する。
- ・仕事に情熱と誇りを持ち、常に高い目標を追求して、成長し続ける。
- ・環境の保全に努め、社会貢献活動を積極的に推進する。
- ・無駄をなくし、本来のやるべき仕事に集中して取り組む。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、稟議規程、情報処理機器の管理運営規程等により、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存管理します。

今後は文書及び図面、電磁的記録の保存期間及び公示送達の手順書等マニュアル、情報セキュリティシステムを充実して管理体制を構築してまいります。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程でのリスク管理体制を構築します。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、組織規程の職務分掌に基づき、それぞれの責任者及び権限 図表での責任、組織規程運用細則による執行手続等を定めており、効率的に職務の執行を行っ ております。

取締役会開催は毎月、<u>常務会及び</u>取締役連絡会議を<u>月3回以上、随時</u>開催し、関連する職務 の調整及び共通認識のもとに職務の効率を確保いたします。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適宜報告し、また<u>社外取</u>締役及び監査役並びに内部監査室は、これを定期的に監査・監督いたします。

5. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の全役職員及び従業員が法令並びに定款遵守については、あらゆる機会を捉えて教育実施するとともに、職制別教育研修会カリキュラムに取り入れております。

また、常に法令遵守についての問題点の把握を行い、重要な意思決定については、事前にその法令及び定款への適合性を調査検討する体制を確保いたします。

社内通報制度も設<u>けており</u>、役員及び従業員の法令違反行為があった場合は、人事部長、<u>総</u>務部長、常勤監査役または顧問弁護士等に通報・相談出来るシステムを構築いたしております。なお会社は、通報内容の守秘義務を持ち、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な管理体制を持って、半期毎に経営会議を実施し、業務の適正を確保いたします。

また、子会社に対しては、定期的に本社役員が出向き、業務の適正を確保いたします。

7. 監査役の職務を補助する従業員について

現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助の ため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い 実施いたします。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役の指揮命令の下で業務を遂行いたします。監査役スタッフの人事、評価を行うに際しては、監査役と協議を行います。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議、<u>常務会</u>、役員連絡会議、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制といたします。

また、業務または業績に重大な影響を与える情報は、担当取締役または責任者より代表取締役社長に報告されると同時に、監査役へ報告することといたします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行い、内部監査規程により、内部監査室長は監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保いたします。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当グループは、反社会的勢力・団体との関係を遮断することを基本方針といたします。 対応統括部署を総務部に設置し、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び管理体制を構築し、経営に係る重大な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告します。そして、直ちに関係部署と協議対応するとともに警察等関係機関と連係する等組織的に対応いたします。

以 上